

高齢者虐待防止の為の指針

林ケアサポート株式会社

1 基本指針

入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、入居者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見の為の措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を厳守して、福祉の増進に努めます。施設内における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2 虐待の定義

虐待とは、職員等から入居者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

入居者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく入居者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食時を与えない、戸外に閉めだす、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2) 性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること、又は入居者にわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見る様に強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

入居者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えば分かるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の入居者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をするなど)

(4) ネグレクト

入居者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、入居者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不足のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

入居者の財産を不当に処分すること、入居者から不当に財産上の利益を得ること。

(入居者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

身体拘束適正化については、一体的に開催します。

(2) 委員会の委員長は、管理者が努める。

(3) 委員会の委員は、管理者、看護師、介護支援専門員、介護士とする。

(4) 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

(5) 委員会の審議事項

- 基本理念、行動規範等、職員への周知に関するここと。
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関するここと。
- 職員が支援等に関する悩みを相談できる相談体制に関するここと。
- 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関するここと。
- 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関するここと。
- 虐待発見時の対応に関するここと。
- その他人権侵害、虐待防止に関するここと。

4 虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する統括責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

■鹿児島市長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）

中央	099-219-4061	谷山北	099-284-5320	桜島	099-245-2525
上町	099-219-4815	谷山中央	099-263-6260	吉田	099-293-7655
鴨池北	099-812-8825	谷山南	099-297-5301	郡山	099-245-6601
鴨池南	099-813-0880	伊敷台	099-218-8760	松元	099-278-7131
城西	099-813-0130	西伊敷	099-295-4007	喜入	099-343-5131
武・田上	099-284-0620	吉野	099-295-7301		

■市役所

認知症支援室（市役所本館1階）	099-808-2805
谷山福祉部福祉課（谷山支所）	099-269-2145
伊敷福祉課（伊敷支所）	099-229-2113
吉野福祉課（吉野支所）	099-244-7379
吉田保健福祉課（吉田支所）	099-294-1214
桜島保健福祉課（桜島支所）	099-293-2360
喜入保健福祉課（喜入支所）	099-345-3757
松元保健福祉課（松元支所）	099-278-5417
郡山保健福祉課（郡山支所）	099-298-2114

■時間外窓口(休日・夜間)

管財課庶務係（市役所本館1階）	099-224-1111
谷山支所宿直室（谷山支所）	099-269-2111

5 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、入居者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。

なお、虐待とは入居者の権利侵害する些細な行為から虐待へエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、入居者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めること

が必要です。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、入居者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び入居者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとします。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

6 職員等が留意すべき事項

職員等は、入居者的人権を尊重し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

虐待事案の発生は、入居者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人として社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- 常に入居者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は入居者にとっての支援者であることを強く自覚し、入居者の立場に立った言動を心掛けること。
- 虐待に関する受け止め方には、入居者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- 入居者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりで思い込まないこと。
- 入居者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 入居者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否したりすることができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話やすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動や行動に

- について、職員同士で注意を促すこと。
- 虐待（疑い）を受けている入居者について見聞きした場合は、入居者の立場に立って事案確認や懇切丁寧な相談援助を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
 - 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者へ速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

7 本指針の閲覧

本指針は、入居者の求めに応じていつでも閲覧できるようにするとともに利用者及び、家族が自由に閲覧できるようにします。

附則

本指針は、令和5年9月1日より施行する。